

(介護予防)通所介護事業所の管理者 様
地域密着型通所介護事業所の管理者 様
(介護予防)認知症対応型通所介護事業所の管理者 様

新潟市福祉部介護保険課長

通所介護事業所等における生活相談員の資格要件について（通知）

通所介護事業所等における人員、設備及び運営等に関する基準については、「市条例（※）」で規定しているところですが、通所介護事業所等における生活相談員の資格要件については、別紙「通所介護等における生活相談員の資格要件について」のとおり整理し、下記により取り扱うこととします。

(※) 「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
(平成24年12月21日条例第88号)
「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
(平成24年12月21日条例第89号)
「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」(平成24年12月21日条例第92号)

記

- 1 通所介護事業所等における生活相談員の資格要件
 - (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（※従来どおりの取り扱い）
 - ア 社会福祉主事任用資格
 - イ 社会福祉士
 - ウ 精神保健福祉士
 - (2) 上記（1）と同等以上の能力を有すると認められる者
（通知により、「同等以上の能力を有する」と認められる資格を示すもの）
 - ア 介護支援専門員
 - イ 一定の業務経験を有する介護福祉士

「一定の業務経験」とは、次のいずれかを満たすことを指します。

- ① 生活相談員業務を行おうとする通所介護事業所等で、介護福祉士である介護職員として常勤で3年以上の勤務実績がある者（通算可）。
- ② 介護保険サービス事業所において、介護福祉士である介護職員として常勤で5年以上の勤務実績がある者（合算、通算可）。

- 2 適用開始年月日
平成 29 年 4 月 1 日

- 3 その他
今後も、別紙「通所介護等における生活相談員の資格要件について」を踏まえ、適切な人員配置に努めてください。

問合せ先

担 当：新潟市福祉部 介護保険課 指定係
電 話：025-226-1293
FAX：025-224-5531